

## 沖縄地理学会表彰規程

### (目的)

第1条 本規程は、沖縄地理学会会則第19条に基づき、本会会員の表彰に関し必要な事項を規定する。

### (会員の表彰)

第2条 沖縄地理学会は、次の区分により会員を表彰することができる。

- (1) 論文賞
- (2) 奨励賞
- (3) 功績賞
- (4) ポスター賞

2 前項の表彰は、賞状を授与して行う。

### (論文賞)

第3条 論文賞は、地理学または地理教育の学術的な発展や進歩普及に貢献する優れた論文を、学会誌「沖縄地理」に掲載した会員に対して授与する。

2 授賞対象となる論文は、学会誌「沖縄地理」に表彰の年の過去2カ年以内に掲載された論説の中から原則として1編を選考する。

### (奨励賞)

第4条 奨励賞は、地理学または地理教育の学術的な発展や進歩普及に貢献する論文または授業実践報告を学会誌「沖縄地理」に掲載した会員に対して授与する。

2 授賞対象となる論文または授業実践報告は、学会誌「沖縄地理」に表彰の年の過去2カ年以内に掲載された論説、研究ノートまたは授業実践報告の中から原則として1編を選考する。

3 前項の授賞の対象者は、推薦年度において、原則として40歳以下の会員とする。

### (功績賞)

第5条 功績賞は、本会の発展に貢献した会員に対して授与する。

2 功績については表彰委員会で審議する。

### (ポスター賞)

第6条 ポスター賞は、地理学または地理教育の学術的な発展や進歩普及に貢献するポスターを沖縄地理学会大会で発表した会員に対して授与する。

2 授賞対象となるポスターは、表彰の年の過去2カ年以内に発表したポスターの中から若干名を選考する。

3 前項の授賞の対象者は、推薦年度において、学生会員または学部卒業後2カ年以内の正会員とする。

### (推薦)

第7条 推薦は、自薦または他薦により行うことができる。

2 推薦は、業績を添えて沖縄地理学会事務局に行く。

### (表彰委員会)

第8条 表彰委員会（以下「委員会」という。）は、会長が指名する委員3名で構成し、会員の表彰を選考する。

2 委員の中に、原則として沖縄地理学会編集委員会委員長を含むものとする。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 表彰委員会は選考結果を総会に報告する。

### (決定)

第9条 総会は、表彰委員会委員長からの選考結果報告に基づき、会員の表彰を決定する。

### (表彰)

第10条 表彰は、毎年、原則として総会で行う。

### (改廃)

第11条 この規程の改廃は、総会の議を経て行う。

### 附則

1 この規程は、平成25年7月27日から施行する。